

津山市三世代世帯居住促進補助金交付要領

制定 平成29年4月1日
改正 平成31年4月1日
令和元年7月16日
令和2年4月 1日
令和3年4月 1日
令和3年7月 1日
令和4年6月29日
令和5年3月31日

(趣旨)

第1条 市長は、世代間の相互扶助を図ることを目的で住宅を新築又はリフォームした者に対し、津山市三世代世帯居住促進補助金（以下「三世代補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、津山市補助金等交付規則（昭和42年津山市規則第13号）及び津山市林業振興補助金交付要綱（平成27年津山市告示第36号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

- (1) 定住 市内に住宅を有し、住所地として住民基本台帳に記載され、かつ当該住所を生活の本拠とすることをいう。
- (2) 世代 交付を受けようとする者及びその配偶者を一つの世代とし、その直系の親・子等をそれぞれ一世代とする。ただし、配偶者がいるかどうかは問わない。
- (3) 三世代世帯 前号に記載した世代のうち、三つ以上の世代が同居している世帯をいう。
- (4) 子 親の一親等の卑属又はその配偶者をいう。ただし、出生前である場合は、申請日に母子健康手帳が発行されていること。
- (5) 孫 親の二親等の卑属又はその配偶者をいう。ただし、出生前である場合は、申請日に母子健康手帳が発行されていること。

(補助対象者)

第3条 三世代補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる事項に該当する者とする。

- (1) 津山市地域材で家づくり支援補助金（以下「家づくり補助金」という。）又は津山市地域材で住宅リフォーム等支援補助金（以下「リフォーム等補助金」という。）の補助金交付決定及び額の確定通知を受けた住宅に現に居住し、又は入居する者。
- (2) 前号の通知が行われた日から翌年度3月31日までの間に三世代補助金の申請ができる者。
- (3) 前号の期間に津山市木づかい定住促進対策補助金の交付申請をしない者。
- (4) 第1号の補助対象となる住宅に入居し、三世代以上で定住する意思がある者。
- (5) 三世代補助金申請時に、三世代世帯全員の住所地が、第1号の補助対象となる住宅の住所であること。
- (6) 世帯員のうち成年である者全員に、市税等の滞納が無いこと。

(7) 津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(8) その他市長が必要と認める要件。

（補助金の額）

第4条 三世代補助金の交付額は、予算の範囲内で別表1のとおりとする。

2 リフォーム等補助金の交付に伴い本補助金を交付する場合、前項における交付額は、リフォーム等補助金の交付額及び本補助金の交付額の合計がリフォーム等補助金の対象となった地域材材料費を超えない範囲で交付する。

（補助金の交付申請）

第5条 三世代補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、津山市三世代世帯居住促進補助金交付申請書（様式1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 定住誓約書（様式第2号）

(2) 世帯全員分の住民票の写し（続柄の記載された、申請日から3箇月以内に発行されたもの）

(3) 親、子又は孫の続柄が確認できる書類（戸籍謄本等）（前号の書類で続柄が確認できない場合）

(4) 第2号の定住誓約書に記載された世帯員のうち、成年である者全員の市税等の完納証明書（申請日から3箇月以内に発行されたもの）。ただし、成年であっても高等学校、中等教育学校、特別支援学校に通学する者又は高等専門学校に通学する3年次までの者その他これに類する者は学生であることが確認できる書類に替えることができる。

(5) 母子健康手帳の表紙の写し（子又は孫が出生前の場合）

(6) 津山市暴力団排除条例に係る誓約書（様式第3号）

(7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、津山市補助金等交付規則第9条の規定による実績報告を兼ねるものとする。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第6条 市長は、三世代補助金の交付申請があった時は、当該申請に係る書類等の審査を行い、津山市三世代世帯居住促進補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による交付決定の通知は、津山市補助金交付規則第9条の2の規定による補助金等の額の確定の通知を兼ねるものとする。

（補助金の請求）

第7条 前条により三世代補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに市長へ三世代補助金を請求するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第8条 市長は、交付決定者が、次の各号の一に該当する場合は、三世代補助金の交付決定を取消し、若しくは既に交付した三世代補助金の全部又は一部を返還させるものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合はこの限りでない。

(1) 虚偽の方法により交付を受けようとし、又は受けたことが明らかになったとき。

(2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(台帳の作成)

第9条 市長は、この要領を適用して三世代補助金を交付した住宅の台帳を作成しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和元年7月16日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行後において、平成31年4月1日施行の津山市地域材利用住宅リフォーム補助金交付要領第11条の規定による津山市地域材利用住宅リフォーム補助金交付決定及び額確定通知書については、この要領の第3条第1号の規定によるリフォーム等材料費補助金の交付決定及び額の確定通知書とみなす。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、この要領による改正前の三世代世帯での居住を促進する補助金交付要領により作成された用紙があるときは、この要領の規定に関わらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、この要領による改正前の三世代世帯での居住を促進する補助金交付要領により作成された用紙があるときは、この要領の規定に関わらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年6月29日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、この要領による改正前の三世帯世帯での居住を促進する補助金交付要領により作成された用紙があるときは、この要領の規定に関わらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、この要領による改正前の三世帯世帯での居住を促進する補助金交付要領により作成された用紙があるときは、この要領の規定に関わらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表1

区 分	三世帯補助金
家づくり補助金	300,000円/戸
リフォーム等補助金	上限100,000円/戸